

○次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(平成19年5月30日施行)

改正 平成23年5月30日

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条に基づき、桐生市における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次世代育成支援行動計画の実施状況に関する調査及び研究を行い、その結果を市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、別表に定める関係団体の推薦を受けた者とし、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会には会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は会長が招集し、その議長となる。

2 会長は必要があるときは、関係者の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

3 会議は年1回以上を予定し、その他必要に応じて行うものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月30日から施行する。

[平20・21改正附則・抄]

附 則(平成23年5月30日)

この要綱は、平成23年5月30日から施行する。

別表(第3条関係)

関係団体
桐生市医師会
桐生市歯科医師会
桐生人権擁護委員協議会
桐生市議会(教育民生委員会)
桐生市民生委員児童委員協議会(主任児童委員)
桐生市子ども会育成団体連絡協議会
連合群馬桐生地域協議会
桐生市私立幼稚園

